

サウジ知的財産機関 (S A I P) (指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料 附属書 S A. I

略語のリスト

国内官庁： サウジ知的財産機関 (S A I P)

Law： 特許，集積回路配置デザイン，植物品種及び意匠に関する2004年7月16日の法律

Regulations： 2004年7月16日の法律の施行規則

指定（又は選択）官庁 S A	サウジ知的財産機関 (S A I P) 国内段階に入るための要件の概要	概要 S A
国内段階に入るための期間	P C T第22条(1)に基づく期間：優先日から30か月 P C T第39条(1)(a)に基づく期間：優先日から30か月	
国内官庁は権利回復を認めるか (P C T規則49.6)?	国内官庁は「相当な注意」及び「故意ではない」の基準に基づき権利回復を認める	
権利回復手数料 ¹	SAR 2,000 (1,000) ²	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ³	アラビア語	
要求される翻訳文 ³	P C T第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、最初に提出したもの・補正されたものの双方、及びP C T第19条に基づく説明書）・図面の中の説明・要約書 P C T第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約書（これらのいずれかが補正された場合には、最初に提出したもの・国際予備審査報告の附属書により補正されたものの双方）	
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか？	国内官庁がP C T第20条に基づく国際出願の写しを国際事務局から受領していない場合に限り、国際出願の写しが要求される。これは出願人がP C T第23条(2)又は第40条(2)に基づく国内段階の早期開始の明示の請求を行った場合が考えられる。	
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めるか？	国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認める。図面は複製のために明確かつ高品質のものが要求される。	
国内手数料	通貨：サウジ・リヤル (SAR) 出願手数料 ³ …………… SAR 800 (400) ²	
国内手数料の免除、割引又は払戻し	国内手数料の減額は上述した「国内手数料」に記載されている	

[次頁に続く]

- 1 出願人は行為の不履行を正当化する理由及び手数料の支払を含む申請書を提出しなければならない。
- 2 括弧内の額は個人による出願の場合に適用される。
- 3 P C T第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出又は支払をしなければならない。

S A	サウジ知的財産機関（S A I P）（続き）	S A
国内官庁の特別の要件 （PCT規則51の2）	国際出願の願書に記載されていない場合には、発明者の氏名及びあて名^{4,5} 特許出願及び付与に関する出願人の資格の宣言書^{4,5} 先の出願から優先権を主張する出願人の資格の宣言書^{4,5} 国際出願日後に出願人の名義が変更され、更に国際事務局からの通知（様式PCT/IB/306）にその変更の言及がない場合には、当該変更の証明書⁴ 出願人がサウジアラビアに居住していない場合には、代理人の選任⁴ 代理人の選任書類（選任書又は委任状）⁴ 該当すれば、電子形式によるヌクレオチド・アミノ酸の配列表	
誰が代理人として行為できるか？	サウジアラビアにおいて登録された弁理士又は弁護士	
国内官庁は受理官庁による優先権回復の効果を認めるか（PCT規則49の3.1）？	認める	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか（PCT規則49の3.2）？	認める。国内官庁は当該請求に「故意ではない」及び「相当な注意」の両方の基準を適用する。	

4 PCT第22条又は第39条(1)に基づき適用される期間内に要件を満たさない場合、国内官庁は通知の受領日から3か月以内に要件を満たすよう出願人に求める。

5 対応する申立てがPCT規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。

国内段階の手続

SA. 01 国内段階へ移行するための様式

国内段階へ移行するための特別な様式は存在しない。国内段階出願は国内官庁の電子出願システム (<https://eservices.saip.gov.sa/>) を通じて行うことが強く推奨される。

SA. 02 手続言語

手続言語はアラビア語である。

SA. 03 翻訳文（補充）

国際出願の翻訳文の誤りは、出願時の国際出願の本文を基準として補充することができる（国内段階6. 002及び6. 003項を参照）。

Regulations Art. 12

SA. 04 翻訳文（内容）

科学用語を最初に使用するときには国際出願の言語によって表現し、アラビア語の翻訳文を添付すべきである。その後はアラビア語のみを使用すべきであるが、請求の範囲は両方の言語によって表示する。

外国語の略語を本文中で最初に使用するときには、アラビア語及び英語によるフルネームを表示する。その後は略語のみを使用する。

ラテンアルファベットによる文言を本文中で再掲するときには、ラテンアルファベットと同一のアラビア語名を使用する。

国際純粋応用物理学連合（IUPAP）SUNAMCO委員会が承認し、連合文書No. 25で公表した記号、単位、名称及び基礎物理学定数を使用する。

構造式及び化学式、化学元素記号、化合物及び名称の記載は、国際純正応用化学連合（IUPAC）システムに従うものを使用する。

引用、研究書類、記事及び科学文献は原語で記載する。

SA. 05 手数料（支払方法）

概要及び本章に表示する手数料の支払方法は附属書SA. I に概説されている。

Law Art. 18

SA. 06 年金

年金は出願日の翌年から始まる各年について支払う。所定の期間内に年金を支払わない場合であっても3か月の追加期間内に支払が可能であるが、年金は2倍額となる。3か月の追加期間内に年金が支払われない場合、出願又は特許は失効し、その旨が公報に公告される。年金の額は附属書SA. I に示されている。

SA. 07 代理人の選任

出願人がサウジアラビアに居住していない場合には、出願人が署名した委任状を提出して代理人を選任する。

Regulations Art. 35(2)

SA. 08 審査

3か月以内に実体審査請求及び手数料の支払を行わなければならない。

Law Art. 9

SA. 09 出願の補正

出願人は特許付与前であればいつでも出願を補正できるが、補正が出願時の開示内容を超えないことを条件とする。補正手数料の額は附属書SA. I に示されている。

PCT Art. 24(2)
48(2)
PCT Rule 82bis

SA. 10 期間を遵守しなかったことによる延滞についての許容

国内段階6. 022から6. 027項を参照。

SA. 11 PCT第25条の規定に基づく検査

関係手続は国内段階6.018から6.021項に概説されている。

PCT Rule 49.6

SA. 12 権利回復

出願人が故意ではなく、状況によって必要とされる相当な注意を払ったにもかかわらず、適用される期間内に第22条に規定する行為を遂行できなかった場合には、権利回復を請求することができる。権利回復請求は、期間を遵守しなかった原因が解消した後2か月以内、又は適用される期間経過後12か月以内のいずれか先に終了する期間内に、書面で行わなければならない。この2か月の期間内に不遵守の行為を遂行しなければならない。

手 数 料

(通貨：サウジ・リヤル)

出願手数料	800	(400) ¹
審査手数料	国内官庁に 問い合わせされたい	
補正手数料	200	(100) ¹
付与及び公告手数料	1,000	(500) ¹
権利回復手数料	2,000	(1,000) ¹
優先権回復手数料	2,000	(1,000) ¹
年 金：		
－第1年度	500	(250) ¹
－第2年度	1,000	(500) ¹
－第3年度	1,500	(750) ¹
－第4年度	2,000	(1,000) ¹
－第5年度	2,500	(1,250) ¹
－第6年度	3,000	(1,500) ¹
－第7年度	3,500	(1,750) ¹
－第8年度	4,000	(2,000) ¹
－第9年度	4,500	(2,250) ¹
－第10年度	5,000	(2,500) ¹
－第11年度	5,500	(2,750) ¹
－第12年度	6,000	(3,000) ¹
－第13年度	6,500	(3,250) ¹
－第14年度	7,000	(3,500) ¹
－第15年度	7,500	(3,750) ¹
－第16年度	8,000	(4,000) ¹
－第17年度	8,500	(4,250) ¹
－第18年度	9,000	(4,500) ¹
－第19年度	9,500	(4,750) ¹
－第20年度	10,000	(5,000) ¹

手数料の支払方法

手数料はサウジ・リヤル建てで支払う。すべての支払には、出願番号（判明していれば国内番号、国内番号が不明であれば国際番号）、出願人の氏名若しくは名称及び支払う手数料の種類を表示しなければならない。

手数料は銀行振替で次の銀行に支払う。

ALINMA BANK
Riyadh, Saudi Arabia
IBAN: SA8105000068224248888000

1 括弧内の額は個人による出願の場合に適用される。